

# 高知県県有施設太陽光発電設備整備事業 仕様書

## 1 委託事業の目的

現在、高知県では、「高知県脱炭素社会推進アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）において、全庁を挙げて県内の脱炭素化に向けた取組を進めており、アクションプランの柱3「オール高知での取組の推進」においては、県庁自身の脱炭素化（県の率先垂範）として、県有施設への太陽光発電設備の導入をKPIに設定の上、重点施策へと位置づけている。

そこで、PPA方式を採用することで、工事費用を抑えつつ短期間で多数の施設へと太陽光発電設備を導入し、県有施設における温室効果ガス排出量の削減を図る。また、県が率先垂範することで、県内の脱炭素に向けた気運醸成を図り、脱炭素社会の実現に向けた推進を図る。

## 2 事業内容

### （1）事業概要

- ア 事業者は、高知県（以下「県」という。）の示す候補施設（別紙1）に対して現地調査、設備容量検討及び構造調査を行う。
- イ 事業者は、設備（太陽光発電設備及び付帯設備。以下同じ。）設置が可能な施設について、県から設置場所の提供を受け、設備を導入する。
- ウ 事業者は、設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行う。
- エ 事業者は、当該設備で発電した電力を、当該設備を設置した施設に供給する。
- オ 運転期間終了後や設備導入された施設の廃止の場合等、設備が使用できなくなった場合は、事業者は設備を撤去する。撤去により既存施設を破損した場合には事業者の負担で修復を行う。
- カ 設備の撤去の際に、事前に県から譲渡の希望があった際は、事業者は県と協議の上で設備を県へ譲渡できるものとする。
- キ 本事業は地域脱炭素移行・再エネ推進交付金における重点対策加速化事業による補助金の交付を予定しており、補助額は設備設置費用の1／2以内とする。地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和7年3月10日 環地域事発第2503102号）別紙2の2ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。

なお、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。）に基づく固定価格買取制度の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないよう、留意すること。

### （2）事業期間等

- ア 県有施設への太陽光発電設備整備事業の実施に関する協定書の締結から撤去完了までを事業期間とする。  
なお、協定の締結については補助金の交付決定後とする。
- イ 運転期間は、運転開始日から原則として最長で20年間とする。
- ウ 設備の設置時期については原則、令和8年度とする。ただし、電力供給開始時期については、候補施設ごとに県と協議の上、決定する。
- エ 地震、津波、暴風雨、洪水、その他の契約当事者の合理的支配を超えた偶發的事象（不可抗力）が発生した場合は事業期間について別途協議する。

### （3）契約単価

- ア 県は、施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を事業者に支払う。

- イ 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測されたものとする。
- ウ 契約単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとする。
- エ 月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。
- オ 基本料金単価の設定は、行わないものとする。
- カ 契約単価には、設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。調査結果を県に報告した結果、設置不可と判断された施設があった場合は、当該施設の調査に要した費用も含めてよいものとする。
- キ 契約単価は、原則、契約期間中において一定額とする。
- ク 施設における電力使用量が減少しても単価の見直しは行わないものとする。
- ケ 契約単価は、地震、津波、暴風雨、洪水、その他の契約当事者の合理的支配を超えた偶発的事象（不可抗力）による場合を除き、契約終了まで適用すること。
- コ 電力の上限単価は30.2円／kWh（税込み）とする。  
なお、単価は候補施設共通とする。

### 3 設備工事前の調査・手続

#### (1) 現地調査

候補施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施する。調査は、太陽光発電設備の設置に係る課題を県と協議した上で行うものとする。

#### (2) 設備容量検討

太陽光発電設備の容量は、調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、候補施設ごとに適切な容量とする。

事業者は、太陽光発電設備により発電した電力について、各候補施設で最大限自家消費できるよう努める。

また、設備により発電した電力について、非常時に県が使用できるように非常コンセント盤等を設けること。

#### (3) 構造調査

設備を設置した際に発生する影響について、(1)で調査した施設情報を踏まえ、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して施設の耐久性が問題ないとの確認を行い（当該確認作業は、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士（以下単に「一級建築士」という。）が行うこと）、書面により県に報告すること。また、台風や積雪等の気象条件への耐久性についても配慮すること。

#### (4) 各種関係手続

- ア 事業者は、現地調査、設備容量検討、構造調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行った上で、結果を県に提出すること。設備の設置が、建築基準法、電気事業法等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を県に提出すること。なお、当該書類は一級建築士により確認されたことを証するものとすること。
- イ 県が上記調査結果等を確認し、設備設置可能と判断した施設については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産使用許可の申請は必要としない。また、使用に伴う使用料は全額免除とする。

- ウ 事業者に提供する面積は、屋外設備は設備の水平投影面積として算定されたものとし、施設建屋内の盤及び配線等は県からの指示をもとに算定する。太陽光発電設備については間隔をあけて設置する場合、その隙間の面積を含むものとする。
- エ 各種法令の規定に基づき届出等手続を要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続を行う。特に、設備に係る建築基準法の高さ制限等、各種法令に適合するよう十分留意すること。また、各種法令の規定に基づく設備の設置・維持管理及び届出等の手続きに関する負担は事業者が負うこと。
- オ 事業者は、対象施設において、県が現に契約している系統からの電力供給契約事業者（以下「系統電力供給契約事業者」という。）に、設備の設置に関する必要な情報を提供するとともに、県が系統電力供給契約事業者と契約内容等について調整が必要な事項等について把握し、県に報告すること。また、設備の設置、運転に関して県と系統電力供給契約事業者との調整が必要になった場合は支援を行うこと。

#### 4 設備の設置

事業者は、設備工事前の調査・手続を行ったあとに、施設への設備の設置を行う。設置の条件は以下のとおりとする。

- (1) 太陽光発電設備
  - ア 太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令（昭和 25 年 11 月 16 日号外政令第 338 号）第 39 条及び JIS C8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。
  - イ 太陽光発電設備及び付帯設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき行うものとする。
  - ウ 太陽光発電設備は JET 認証を取得したものであること、又は JET 認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。
  - エ 太陽光発電設備等の調達に当たっては、国産製品（国内メーカーが海外で生産したものも含む。）を使用するよう努めること。  
また、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 51 条の 2 の規定に基づく使用前自己確認において判定基準を満たす製品選定及び施行方法とすること。

#### (2) その他の事項

- ア 事業者は、施設を事業以外の用途に使用してはならない。
- イ 事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、当該施設の提供を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担において施設から設備を速やかに撤去し、撤去により既存施設を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。
- ウ 設備の設置時に既存施設を破損した場合は事業者負担で修復を行うこと。
- エ 運転期間終了後や設備導入された施設の廃止の場合等、設備が使用できなくなった場合は、事業者は設備を撤去すること。撤去により既存施設を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。
- オ 事業者は、対象となる施設管理者等への説明業務（工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行う。内容等については県と協議の上で決定する。
- カ 事業者は本事業で予定している補助金の交付申請書類を県に提出すること。  
また、県が国に交付申請を行うに当たり、事業者は、必要な書類等の作成に協力すること。
- キ 施設の電気設備の点検等、一時的に発電及び自家消費が出来ない期間が生じることがあるが、その際の補償は行わないものとする。

- ク 施設へ高調波の影響を与えないようにすること。
- ケ 檢定付電力量計については事業者で設置すること。

## 5 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）

### （1）仕様書及び法令

工事に当たっては、原則として以下の仕様書等に準拠して施工する。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

#### [仕様書等]

高知県建設工事標準仕様書

公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

また、設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するとともに、工事の施工に当たっては、JIS、JEC、JEM 及び電気協同研究等の関係規格、基準に準拠すること。

### （2）設置の条件

設備の設置の条件は以下のとおりとする。

- ア 設備設置時には、防水施工方法が分かる書面を作成し、施設の防水機能に影響が無いよう施工する。また、設備に起因する雨漏り等が生じた場合は、事業者の責任及び負担で必要な措置を取る。
- イ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施す。地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行う。
- ウ 事業者は施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面（PDF 形式データ）、工程表等を県に提出し、確認を受ける。
- エ 施工に当たり、県が施工に係る書類を求めるときは、別途提出する。
- オ 施工に当たり、施設の利用や安全に支障が起きないよう、施設や敷地への立入（調査も含む）、工事（音や振動を伴う作業、足場設置・撤去も含む。）や停電を伴う作業などは、施設管理者と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施する。特に、学校においては児童・生徒の安全対策に万全を期すこと。
- カ 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じさせない計画とする。
- キ 既存設備の改修が必要となる場合、改修に必要な費用は事業者の負担とする。
- ク 既設のコンクリート床、壁などの穴あけは、施工箇所を事前に県に確認の上、作業前に鉄筋の探査を行うなどして、既設の鉄筋を切断しないようにすること。防火区画を貫通する場合は適切な貫通処理を行う。
- ケ 事業期間中、県等が行う施設の管理及び点検等のための施設への立入りに支障が生じないようにすることとし、太陽光パネル設置後にも複数人が通行できる経路を確保し屋上点検等を実施の際には支障にならないようにすること。
- コ 設備に係る配線ルートについては、施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、県との協議により決定する。  
設備には、施設の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものであることが分かるような表示を行う。

- サ 県及び各施設の既存防水層の元請会社等と、責任分界点及び保証内容の変更、費用負担等について協議の上、施工等を行うこと。
- シ 設備の設置に際しては、施設に停電が発生しない方法を優先する。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成し、県と事前協議の上施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うものとする。
- ス 工事中の安全対策の実施、施設管理者及び近隣住民等との調整等は事業者において十分に行う。
- セ 工事完成時には、現場で県の確認を受ける。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、及び各種許認可書の写し等）を1部作成し、県に提出するものとする。なお、完成図面は、PDF形式データのほかにDXF形式データ及びオリジナルCADデータを提出する。

## 6 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様

事業者は、設備による電力供給・維持管理・報告を行う。また、非常時においては適切な対応を行うものとする。条件については以下のとおりとする。

- (1) 事業者は、県及び当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を毎年提出する。さらに、設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行う。なお、毎年1回以上点検を行い、故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとする。これらの点検・修繕等を行った場合はその結果を県に提出しなければならない。  
また、設備導入施設とは別に、電気主任技術者が必要な場合は、事業者の負担で用意することとし、施設管理者が行う電気保安管理業務に太陽光発電設備等を追加することにより、当該保安管理費用が増額となる場合は、その増額分を事業者が負担すること。
- (2) 大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。
- (3) 事業者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、事業者の負担とする。
- (4) 事業実施中に、県による改修工事等により施設に雨漏り等が生じた場合には、事業者は原因究明に協力する。
- (5) 設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、事業者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行う。  
なお、使用している機器のメーカーの解散等により、メーカー保証が受けられなくなる場合や、機器の修繕・更新に支障が出る場合についても、事業者の責任で、当初と同等内容の事業を実施すること。
- (7) 設備を設置した施設について、県が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。  
なお、その際、設備の移設に伴う費用負担が発生した場合、県の費用負担とする。移設に伴う設備の運転停止期間に関しては、その間の県による売電収入補償は行わないかわりに、運転期間の

終了期日について、移設に伴う設備の運転停止期間分の日数の延長を協議する。

- (8) 事業期間中に施設の移譲や売却などを行う場合は、同等の条件でPPA事業を継続することを条件として移譲等を行うほか、必要に応じて設備を移設する他の施設を提示し、県が移設費用の全部を負担する。移設後の契約条件については県と事業者で協議の上、定める。
- (9) 県が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、県に帰属するものとすること。
- (10) 事業者は、当該設備を設置した施設について、設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を県に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行う。事業者は検証結果を毎年県に報告し、県はそれを確認する。
- (11) 非常に電気事業者からの電力供給が停止した場合においても、自立運転機能により設備からの電力供給を行うこと。

## 7 責任分担の基本事項

上記（1～6）を含め、事業実施に当たり予測される「リスクと責任分担」については「別紙2」及び下記のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。

- (1) 事業者は本事業により、県及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険、地震保険及び賠償責任保険（又はこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入し、県へ写しを提出すること。また、県及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、県が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。
- (2) 事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合又は事業期間が終了した場合は事業者の費用負担により発電設備及びその他付帯設備の撤去を行い、屋上等の原状回復を行うものとする。
- (3) 事業者は本事業上知り得た内容、情報等を県の許可なく第三者に漏らしてはならない。

## 8 その他

県が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、県の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、事業完了後に全貸与資料を返納又は処分しなければならない。

本事業の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのないことであっても、実施するものとする。

その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき又は定めのない事象が発生したときは、県と事業者で協議して決定するものとする。

## 別紙1 候補施設一覧

No.	候補施設	所在地	想定される設置場所	竣工年	契約電力		使用電力量 (kWh)												
					年度	最大デマンド (kW)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1	消防学校	吾川郡いの町大内2030番地	【屋上】寮棟 ※R7年度中は内装工事予定のため留意必要	H5	R6	61	7,693	7,992	10,657	15,822	13,272	10,924	10,693	10,671	11,932	11,321	11,737	6,879	129,593
					R5	61	7,792	8,159	10,529	12,960	12,246	9,558	9,247	10,561	12,214	11,220	11,413	7,473	123,372
					R4	62	8,223	9,114	9,795	16,880	15,954	11,344	9,921	11,772	13,610	11,890	10,576	9,645	138,724
2	ふくし交流プラザ	高知市朝倉戸375-1	【屋上】本館	H7	R6	234	27,129	38,028	46,969	57,847	59,233	56,729	53,399	35,784	40,498	46,209	40,714	40,575	543,114
					R5	227	27,172	40,858	50,298	56,926	56,289	54,717	51,841	41,421	45,496	44,780	43,592	42,294	555,684
					R4	229	25,254	35,340	39,132	52,940	58,127	52,149	51,741	40,011	44,794	46,177	42,175	41,795	529,635
3	森林技術センター	香美市土佐山田町大平80番地	【屋根】管理棟、研究棟	H11	R6	97	13,524	13,181	14,469	20,793	23,110	18,800	15,343	12,130	14,719	16,580	15,706	14,272	192,627
					R5	102	14,421	15,313	16,598	22,253	24,474	21,981	16,512	17,136	20,650	22,551	17,748	18,172	227,809
					R4	116	15,497	14,145	16,897	25,400	28,280	20,351	19,339	17,658	19,676	21,642	18,846	17,052	234,783
4	土佐西南大規模公園	幡多郡黒潮町入野388	【屋根】ふるさと総合センター、体育館屋根	ふるさと総合センター (S58) 体育館 (H6)	R6	センター: 54 体育館: 98	20,309	17,439	18,538	18,769	23,238	24,331	23,726	17,816	17,822	20,251	19,869	19,735	241,843
					R5	センター: 57 体育館: 108	19,397	16,940	17,907	20,475	24,380	27,772	25,079	19,100	18,931	23,326	22,884	21,219	257,410
					R4	センター: 46 体育館: 94	22,163	18,155	18,061	20,527	24,447	29,934	22,862	18,662	18,324	24,980	22,137	19,491	259,743
5	嶺北高等学校	長岡郡本山町本山727	【屋上】本館、北舎	本館 (S52)、北舎 (S51)	R6	97	9,476	9,786	13,016	16,640	12,227	14,534	11,380	11,382	13,488	14,584	13,064	9,798	149,375
					R5	76	8,793	9,122	13,173	14,689	10,059	13,706	10,073	10,307	11,177	12,371	12,352	10,393	136,215
					R4	80	9,249	9,040	13,490	14,482	10,943	12,478	9,527	9,252	11,013	11,023	11,107	8,889	130,493
6	高知東高等学校	高知市一宮徳谷23番1号	【屋上】北校舎・中校舎・管理教育棟（本館） 【屋根】レスリング場	北校舎 (S51)、中校舎 (S52) 管理教育棟 (S53) レスリング場 (H30)	R6	262	25,344	28,531	36,029	46,997	35,686	53,142	37,381	26,921	32,619	38,741	36,824	26,080	424,295
					R5	258	23,962	27,585	34,852	40,149	36,591	49,247	29,227	29,303	32,066	35,725	30,846	26,723	396,276
					R4	263	24,711	29,680	36,828	42,164	39,524	47,558	29,322	26,993	31,425	36,590	32,826	22,326	399,947
7	高知丸の内高等学校	高知市丸ノ内2丁目2番40号	【屋上】南舎・北舎	南舎 (S41) 北舎 (S42)	R6	272	20,242	21,696	29,519	45,005	36,706	42,428	30,702	21,305	27,594	31,324	27,469	20,735	354,725
					R5	266	21,303	21,942	29,285	41,523	36,312	81,116	25,381	23,261	27,743	29,429	24,173	21,572	383,040
					R4	266	20,708	22,174	33,499	39,043	40,278	38,374	25,531	23,155	28,249	31,899	28,468	20,352	351,730
8	高知小津高等学校	高知市城北町1-14	【屋上】本館東・本館西・屋内体育館	本館東 (H10) 本館西 (H11) 屋内体育館 (H11)	R6	261	31,118	31,873	39,994	52,655	43,315	53,093	41,688	36,783	39,225	39,820	36,648	31,522	477,734
					R5	250	29,339	30,455	41,529	46,435	41,006	51,517	35,745	35,238	36,189	40,124	35,399	32,310	455,286
					R4	297	30,267	31,604	41,253	45,057	40,965	49,371	35,378	35,096	35,680	39,467	33,255	29,623	447,016
9	高知北高等学校	高知市東石立町160番地	【屋上】南校舎 【屋根】北校舎・格技場・プール棟	南校舎 (S50) 北校舎 (H4) 格技場 (H8) プール棟 (H11)	R6	本館: 137 プール棟: 42	13,370	14,770	18,388	27,470	21,898	26,244	17,827	14,555	20,602	23,047	19,789	14,177	232,137
					R5	本館: 137 プール棟: 45	13,472	15,573	19,594	24,043	20,637	25,578	16,074	14,705	18,898	20,927	17,430	14,359	221,290
					R4	本館: 179 プール棟: 47	13,559	15,383	21,958	23,399	22,878	24,405	15,304	14,832	20,386	22,516	19,439	12,595	226,654
10	須崎総合高等学校	須崎市多ノ郷甲4167-3	【屋上】南舎・本館・西校舎	南舎 (S46)、本館 (S45) 西校舎 (H31)	R6	263	33,410	35,714	42,344	58,105	47,839	60,177	43,367	39,049	44,236	50,585	43,365	33,603	531,794
					R5	256	31,311	32,177	43,846	55,366	47,834	57,274	40,429	40,486	46,084	49,375	41,894	37,357	523,433
					R4	243	33,419	38,133	47,291	51,627	45,355	49,006	36,63						

**別紙2 予想されるリスクと責任分担  
(リスクと責任分担表)**

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			県	事業者
共通	募集要項の誤り	実施要領や仕様書の記載事項に重大な誤りがある場合	○	
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合	○	
	第三者賠償	設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合	○	
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保	○	
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全	○	
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更	○	
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを保証する保険		○
	事業の中止・延期	県の指示によるもの（事業者に起因するものを除く）	○	
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの	○	
		事業者の事業放棄、破綻によるもの	○	
	瑕疵担保	設備に係る隠れた瑕疵の担保責任	○	
	不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	○	○
計画設	物価	物価変動		○
計段階	応募にかかる費用	応募に係る旅費・印刷代等の負担		○
建設段階	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
	物価	物価変動		○
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整	○	○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給（運転）開始の遅延		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
支払関連	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○
	支払遅延・不能	電気使用料の支払いの遅延・不能によるもの	○	
維持管理関連	金利	市中金利の変動		○
	計画変更	用途の変更等、県の責による事業内容の変更	○	
	維持管理費の上昇	維持管理費用の増大		○
	天候不良	天候不良による発電量の減少		○
	県施設損傷	設備に係る事故・火災による県施設及び設備の損傷		○
		設備に起因する県施設への障害		○
		県施設に起因する事故・火災による施設及び設備損傷	○	
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、県施設運営・業務への障害		○